

土砂災害警戒区域等の指定案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- ・ 垂井（119000024）

令和8年1月20日付け兵庫県公報第686号登載の該当公告（別紙）の1に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
1 今後、レッド指定された部分についてはどのように解消するように考えられておられるのでしょうか。行程を示してほしい。	1 土砂災害特別警戒区域（R区域）は、建築物の立地抑制を目的に指定しているものであり、将来、県が工事を行うことを目的に指定しているものではありません。ただし、県が他の法律に基づく対策工事を行うことで、R区域が解除できる制度がありますので、工事の実施を要望される場合は、加東土木事務所にご相談ください。
2 民家への影響範囲を示してほしい。	2 大雨時に市から発令される土砂災害に係る避難指示等の対象は、土砂災害警戒区域（Y区域）が範囲となります。
3 この地番において、別の場所で土砂掘削を検討していますが、大丈夫でしょうか。	3 土砂災害警戒区域等は、人命保護を目的として指定していることから、当指定に伴う土砂掘削に対しての新たな規制はありません。
4 今後の管理については、どのようにお考えなのか教えてください。	4 指定した土地の管理は、これまでどおり土地所有者に行ってもらうものであり、県が関与することは、ありません。

3 公表資料の公表期間

令和8年3月23日から令和8年9月24日まで